

第1表 システム利用料金

システム利用契約者は、事業所（システム利用申込みを行い、利用者として承諾を受ける事業所をいう。以下同じ。）単位で、下記の利用方式の種類ごとに下記の料金プラン（プランA又はプランB）のうちのいずれかを選択する。

プランAのシステム利用料金は、下記に掲げる基本料金に従量料金（A）を合算した金額とし、プランBのシステム利用料金は、下記に掲げる従量料金（B）の金額とする。

利用方式	料金プラン		料金額
一般 NACCS	プランA	基本料金	月額 5,000 円 (1メールボックスごと(メール処理方式)又は1端末ごと(インタラクティブ処理方式))
		従量料金(A)	各業務の「(月間利用件数) × (従量料金表中の単価(A)に掲げる単価)」の合計額
	プランB	従量料金(B)	各業務の「(月間利用件数) × (従量料金表中の単価(B)に掲げる単価)」の合計額
netNACCS WebNACCS	プランA	基本料金	月額 5,000 円 (1 端末ごと)
		従量料金(A)	各業務の「(月間利用件数) × (従量料金表中の単価(A)に掲げる単価)」の合計額
	プランB	従量料金(B)	各業務の「(月間利用件数) × (従量料金表中の単価(B)に掲げる単価)」の合計額

(注)

- 「一般NACCS」とは、netNACCS及びWebNACCS以外の利用方式をいう。
- ゲートウェイ(SMTP双方向)接続による利用の場合は、当社が付与したメールアドレス数を端末数とする。
- WebNACCSによる利用の場合は、当社が付与したデジタル証明書数を端末数とする。
- 事業所として基本料金が発生しない利用形態の場合は、1単位の基本料金(月額5,000円)を支払うことを条件としてプランAの選択を行うことができる。ただし、ゲートウェイ(SMTP双方向)接続による利用の場合は、当該接続に係るサーバーを有している事業所のみが当該システム利用に係るシステム利用料金の料金プランの選択を行う。
- WebNACCSの従量料金は、従量料金表にある業務と同一業務の単価を適用する。(例：-輸入申告等照会-の従量料金は、従量料金表の業務コードIIDの単価を適用する。)

第1表 システム利用料金

システム利用契約者は、事業所（システム利用申込みを行い、利用者として承諾を受ける事業所をいう。以下同じ。）単位で、下記の利用方式の種類ごとに下記の料金プラン（プランA又はプランB）のうちのいずれかを選択する。

プランAのシステム利用料金は、下記に掲げる基本料金に従量料金（A）を合算した金額とし、プランBのシステム利用料金は、下記に掲げる従量料金（B）の金額とする。

利用方式	料金プラン		料金額
一般 NACCS	プランA	基本料金	月額 5,000 円 (1メールボックスごと(メール処理方式)又は1端末ごと(インタラクティブ処理方式))
		従量料金(A)	各業務の「(月間利用件数) × (従量料金表中の単価(A)に掲げる単価)」の合計額
	プランB	従量料金(B)	各業務の「(月間利用件数) × (従量料金表中の単価(B)に掲げる単価)」の合計額
netNACCS WebNACCS	プランA	基本料金	月額 5,000 円 (1 端末ごと)
		従量料金(A)	各業務の「(月間利用件数) × (従量料金表中の単価(A)に掲げる単価)」の合計額
	プランB	従量料金(B)	各業務の「(月間利用件数) × (従量料金表中の単価(B)に掲げる単価)」の合計額

(注)

- 「一般NACCS」とは、netNACCS及びWebNACCS以外の利用方式をいう。
- ゲートウェイ(SMTP双方向)接続による利用の場合は、当社が付与したメールアドレス数を端末数とする。
- WebNACCSによる利用の場合は、当社が付与したデジタル証明書数を端末数とする。
- 事業所として基本料金が発生しない利用形態の場合は、1単位の基本料金(月額5,000円)を支払うことを条件としてプランAの選択を行うことができる。ただし、ゲートウェイ(SMTP双方向)接続による利用の場合は、当該接続に係るサーバーを有している事業所のみが当該システム利用に係るシステム利用料金の料金プランの選択を行う。
- WebNACCSの従量料金は、WebNACCSの業務コード頭3桁が、従量料金の業務コード3桁と同一である業務単価を適用する。(例：-輸入申告等照会-の従量料金は、従量料金表の業務コードIIDの単価を適用する。)